

## シンガポール

### 1 経済及び雇用・失業等の動向

2004年のシンガポール経済は、SARSの影響等から抜け出し、実質GDP成長率は8.4%と大きく成長した。2005年に入り景気の拡大は緩やかになっている。雇用情勢を見ると、2004年の失業率は3.4%となり、失業率は低下傾向にある。

〈表2-47〉シンガポールの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

	2001	2002	2003	2004	2005	
					1~3月	4~6月
実質GDP成長率	-2.0	3.2	1.4	8.4	2.8	5.2
就業者数	2,171	2,148	2,135	2,207	2,224	2,256
失業者数	62	81	91	78	75	101
失業率	2.7	3.6	4.0	3.4	3.3	3.4

資料出所 実質GDP成長率：内閣府経済財政分析統括官付海外担当「月刊海外経済データ」

就業者数、失業者数、失業率：人材開発省「労働市場年報、四半期報」

(注) 実質GDP成長率は前年(同期)比。  
失業者数、失業率に関する四半期の値は季節調整値。

### 2 賃金・物価・労働時間等の動向

名目賃金上昇率は2003年には1.7%であったが、2004年には3.6%となった。また、消費者物価上昇率は2003年には0.5%であったが、2004年には1.7%となった。

全産業の週当たり労働時間は、2004年は46.3時間と、わずかながら前年より長くなった。

〈表2-48〉シンガポールの賃金及び消費者物価上昇率の推移

	1999年	2000	2001	2002	2003	2004
名目月間賃金上昇率	2.7	8.9	2.3	0.8	1.7	3.6
消費者物価上昇率	0.0	1.3	1.0	-0.4	0.5	1.7

資料出所 シンガポール統計局ホームページ

(注) 名目月間賃金上昇率は、各年の平均名目月間賃金の上昇率である。

〈表2-49〉シンガポールの週当たり実労働時間の推移

	1998年	1999	2000	2001	2002	2003	2004
全産業	46.8	46.8	47.0	46.2	46.0	46.0	46.3
製造業	48.6	49.2	49.8	48.6	48.9	-	-

資料出所 シンガポール人材開発省ホームページ

### 3 労働組合関係の動向

#### (1) 労働組合組織

2004年における登録労働組合数は、前年と同じ68組合であった。また、2004年の労働組合員数は、前年より2万6,727人多い44万3,893人となった。労働組合推定組織率は、前年より0.6ポイント上昇して20.1%となった。

〈表2-50〉シンガポールの労働組合組織状況の推移

	1999年	2000	2001	2002	2003	2004
労働組合数	76	72	71	70	68	68
労働組合員数	289,707	314,478	338,311	389,676	417,166	443,893
組織率	15.4	15.0	16.5	18.1	19.5	20.1

資料出所 人材開発省「Report on Labour Force in Singapore 2005」

(注) 組織率=労働組合員数÷就業者数×100

#### (2) 労働争議の発生状況

2004年に人材開発省に届けられた労働争議は、前年より70件少ない182件となった。労働争議の理由別内訳を見ると、賃金その他の労働条件に係る争議が100件と全体の54.9%を占めた。

〈表2-51〉シンガポールの労働争議件数等の推移

	1999年	2000	2001	2002	2003	2004
労働争議件数	246	231	266	260	252	182
(理由)						
賃金その他労働条件	132	142	128	126	140	100
解雇手当	33	19	37	48	27	18
ボーナス等手当支給	24	19	27	25	25	18
その他	57	51	74	61	60	46
ストライキ件数	0	0	0	0	0	0

資料出所 人材開発省「Report on Labour Force in Singapore 2005」

### 4 労働施策をめぐる最近の動向

#### (1) 全国賃金審議会による賃金ガイドラインの策定

##### a 概要

2005年5月31日、全国賃金審議会(National Wage Council : NWC)は2005年7月から2006年6月にかけての賃金ガイドラインを発表した。昨年のガイドラインでは経済回復を踏まえて賃上げ勧告を行い、労使が具体的に賃上げ率を示したが、今年は賃上げが可能な

企業は賃上げを行うという勧告に留まった。また、賃金構造改革の推進、特に柔軟な成果主義賃金システムの導入を引き続き推奨した。

## b 背景

シンガポールでは、政労使の代表で構成される全国賃金審議会が、毎年5月に当該年度の賃金改定についてガイドラインを策定している。このガイドラインは、労働組合の有無、民間、公的部門を問わず、全ての企業・労働者を対象とする勧告で、強制力はないものの、広く受け入れられ、賃金改定に大きな影響を及ぼす。

## c 内容

### (a) 2004年の経済動向

2004年の経済成長率は8.4%となり、2003年と比較して、すべての主要分野で業績が改善した。

労働市場も、力強い経済成長を踏まえ、2004年の労働市場は特に第4四半期で回復が見られた。総就業者数は7万1,400人増加し、12月末時点の失業率(季節調整値)は3.7%となり、前年同時期4.6%より大幅に低下した。また、04年の労働生産性の上昇率は、2003年の2.6%から、6.6%となった。卸売・小売業、運輸・通信業、製造業が主な牽引役となった。力強い経済成長を背景に2004年の民間部門の賃金上昇率は3.6%となった。基本賃金が2.7%増加し、ボーナスは03年の1.76か月分から1.87か月分に増加した。

### (b) 2005年の経済見通し

2004年の力強い経済成長と比べ、成長の勢いは鈍化しているが、2005年の国際経済の見通しは明るい。原油価格の高騰は引き続き懸案事項であるが、国際的な電子産業需要の最近の回復はプラス要因となる。2005年第1四半期の経済成長率は2.5%となり、建設業を除く全産業で緩やかな成長となった。貿易産業省によると本年の経済成長率は2.5%から4.5%になると見込まれている。

2005年第1四半期の就業者数は1万1,600人増加したが、前年同期と比べ、増加数は減少した。2005年3月末時点における失業率は3.9%と、2004年12月末時点の3.7%よりやや上昇した。人材開発省は、本年も

雇用成長は維持されるが、GDP成長率の減速に伴い、雇用の伸びも鈍化すると見込んでいる。

### (c) 賃金構造改革

賃金構造改革を更に推進するため、政労使は、3指標(①賃金構成を基本給70%、月次変動手当(MVC)<sup>(注1)</sup>10%、年次変動手当(Annual Variable Component ; AVC)20%とする、②同一職務内における賃金格差を1.5倍以内とする、③業績評価指標(KPIs)に基づく変動賞与を導入する)の導入を全産業で促進する。

### (d) 2005～2006年の賃金ガイドライン

賃金上昇を維持できる企業は、賃金を引き上げること。賃上げにあたっては、賃金調整を柔軟に行うことができる月次変動手当(Monthly Variable Contempt ; MVC)の導入を促進すること。

低所得労働者の賃金を今までより引き上げること。低所得労働者の賃金を高めるため、企業は職務内容の改善と労働者の能力開発を促進する。

大幅に収益が改善し、定期昇給してもまだ余裕のある企業は、ボーナスを支給する。

## d 各界の反応

6月1日付当地ストレーツ・タイムズ紙によれば、全国労働組合会議(National Trades Union Congress ; NTUC)のリム・スイセイ副書記長及び全国経営者連盟(SNEF)のタン副会長は、低所得労働者の賃上げについては、企業に賃金額の上昇を直接求めるものではなく、上昇率を他の労働者と比べて少し増加させるなど低所得者に配慮をすることが目的であると述べた。また、NTUCのリム副書記長は、全労働者の20%、約30万人に及ぶ月給1,200シンガポールドル(約8万円)以下の低所得労働者については、特に配慮が必要であり、所得格差、社会格差の広がりを最小限に押さえないと述べた。

5月31日、政府は全国賃金審議会の勧告を受け入れる声明を発表し、特に低所得労働者に対しては、労働者の能力向上を図ると共に、再就職プログラム(Re-Employment Assistance Programme ; REAP)等の施策を実施し、雇用の確保及び維持を支援する旨を述べ